

地域がん登録全国協議会のNPO 法人化について

松田 智大

地域がん登録全国協議会事務局 主事

地域がん登録全国協議会は、2010年1月19日を設立日とし、特定非営利活動法人（NPO 法人）として新たな一步を踏み出しました。活動内容、理事、構成団体、賛助団体などは、従来のものを踏襲し、その幅と質を向上させていく予定です。

1. NPO 法人化起案までの経緯

昨年8月に、理事長の岡本直幸先生から、会員の皆様にアナウンスがあり、地域がん登録全国協議会をNPO 法人化する計画の説明がなされました。アナウンスに続き、9月4日の第18回地域がん登録全国協議会総会では、設立総会が開かれ、NPO 法人化に関する詳細の説明および質疑応答が行われました。

このような一連のアナウンスは、会員の皆様には唐突な印象を与えてしまったようです。しかしながら、数年来、本協議会の法人化は検討課題として常に挙がっておりました。ただし、その準備や申請の作業量を見ると、その度、尻すぼみになっていたのです。

法人格を持たない任意団体であることの利点は少なく、「権利能力なき社団」として権利・義務の主体となれないための様々な問題を抱えています。権利・義務が構成団体の各個人に解消され、例えば会費の繰越金等の財産の位置づけも「総有」というような概念が適用されるなど、何かトラブルが起きた場合には、その対処に非常に困る不安定な地位にあります。また、社会的信用が低いので得てして「怪しい団体」であると思われがちで、業者との契約、銀行口座の開設は理事長が個人名で責任を負っております。

地域がん登録全国協議会は、平成4年12月の発足以来17年間、総会研究会の開催、実務者研修会、国や研究班の調査への協力、国際がん登録協議会との協同、国民への情報提供を主な活動として参りました。この間、「第3次対がん10か年総合戦略事業」の開始、「がん対策基本法」の制定に伴う院内がん登録の整備などが行われ、地域がん登録に纏わる動向は、追い

風に転換してきたと言えるでしょう。その中で、本協議会も、我が国で唯一の地域がん登録事業の支援団体として、一層の活動の充実や新たな展開をする責任があると考えました。加えて平成22年度以降、地域がん登録に係る業務が、事業予算化する話が持ち上がり、その業務の委託先候補として、日本で唯一の地域がん登録関連団体として体制整備を進めるよう、当協議会が「重い腰」を上げたのが2009年の春でした。

2. 申請の作業

設立総会後の昨年9月から具体的な申請作業にとりかかり、国立がんセンターから程近い銀座に事務所を構える平原昌一行政書士に支援をもとめ、書類の準備をしました。上述の通り、地域がん登録全国協議会では、既に法人化構想がありましたので、例えば定款の骨子は作成済みであり、白紙からの作業は免れました。また、収支決算書、事業計画書等も、地域がん登録全国協議会として20年弱、大阪に事務局があった時代から、きちんとした計画、運営、記録をする体制が整っていたために、所定のフォーマットに合わせるだけで済み、作業負担はたいしたものではありませんでした。協議会を今日まで担ってきてくださった皆様につくづく感謝の気持ちを持った瞬間でもありました。

9月28日に所轄官庁である東京都に申請し、東京都の広報に掲載され、縦覧すること2ヶ月、些細な修正要請はあったものの、すんなりと1月14日付けで認証通知され、無事に登記することができました。

3. NPO 法人地域がん登録全国協議会の今後

法人化の社会的な信用などのメリットを享受すると同時に、今までは会員間でのみ回覧していた事業報告書や収支決算書を、事業年度終了後3ヶ月以内に所轄官庁に提出し、活動内容を報告する義務が生じます。このために、秋に研究会と並行開催していた総会を、6月4日に前倒さなければならなくなりました。

いずれにせよ、地域がん登録全国協議会の従来からの活動目的である、「広く国民に対して、がん登録によるがん罹患、死亡、生存率等の情報を提供するとともに、公開セミナーや学術セミナー、調査及び研究、がん登録に関与する人材の育成等を行い、地方公共団

体の実施する地域がん登録事業の充実・発展を支援する事業を通して、国民の保健、医療、療養の増進と、わが国のがん対策の推進に寄与すること」に変更はなく、「NPO 法人化を機に研究者のための学会化していくのではないか?」「国の下請け事業者になるのではないか?」といった懸念は当てはまりません。

今後地域がん登録全国協議会は、社会的に認知され、自立した活動が大きく展開できるものと期待されます。事務局といたしましても、より効果的に地方公共団体の実施する地域がん登録事業の支援ができるように積極的に活動していく所存です。

登録室紹介－茨城県

山浦 俊一

茨城県保健福祉部保健予防課

1. 茨城県のがん医療体制

茨城県は、関東地方の北東部に位置し、可住地面積が全国第4位と広いことから、政令市や中核市はありませんが、人口約297万人（平成17年国勢調査）を擁しています。

このように、本県では人口が特定の都市へ集中せず、ほぼ県内全域に分散していることから、県民が身近なところでがんの専門的な治療が受けられるようにするため、平成2年策定した「茨城県総合がん対策推進計画」に基づき、4つの「県地域がんセンター」を整備してきました。

また、県内には9つの二次医療圏があり、8つの医療機関が「がん診療連携拠点病院」に指定されていますが、平成21年4月には、本県独自の新たな制度である「県がん診療指定病院」として、7つの医療機関を指定し、がん医療体制の充実を図っています。

2. 茨城県地域がん登録の歴史

本県では、前述の「茨城県総合がん対策推進計画」の中に地域がん登録の実施を盛り込み、その後、実施に向けた検討を行い、平成3年10月より試行、翌平成4年10月より本格的に実施しています。

当初は茨城県健康科学センター（現茨城県立健康プラザ）に事業を委託しておりましたが、平成17年4

月からは県保健予防課において行っております。また、平成21年8月には、厚生労働省第3次対がん総合戦略研究事業「がん罹患・動向の実態把握」研究班に基づく標準データベースシステムを導入し、地域がん登録実施体制の整備も進めてきました。

3. 茨城県地域がん登録室

登録室では、当課所属の医師（健康危機管理対策室長）の専門的な助言指導等を適宜受けながら、行政担当の事務職1名と登録作業担当の非常勤職員2名の計3名のスタッフで年間約14,000件の届出票と約28,000件の死亡小票の処理を行っています。



写真 茨城県地域がん登録のスタッフと
課長（後列左）、室長（後列右）

4. 現状と課題

近年、医療機関からの届出件数が増加傾向にあることから、精度も向上してきており、DCO値が4～5年前には40%以上であったものが、現在は20%代前半まで改善されてきました。

この背景には、がん対策基本法施行やがん対策推進基本計画の決定、がん診療連携拠点病院における院内がん登録の整備など、がん対策の推進に伴う、がん登録に対する医療機関の理解が進んできたこともあると思いますが、医療機関に対する地域がん登録普及啓発ポスター・チラシの配布、医療機関訪問による協力依頼の実施など、地道な取り組みを積み重ねてきた